

ことだて♡
がいどぶらく

👉 すぐすぐ👈



香美町

香美町に生まれ育つすべての子どもの

健やかな成長を願って

山・川・海の美しい自然の中で、誰もがいきいきと暮らせる「香美町」。人々が、ここに生まれたこと、生きることを喜び、誇りに思えるまち「香美町」をめざしています。

香美町は、豊かな自然の中で、安心・安全に、心豊かに子育てができ、子どもが元気に育つまちづくりをめざしています。

香美町の子育て支援に関係する各機関が連携をとり合って、地域の方と協力し、健やかな成長を見守っていきます。

これから生み育てようとしている人が、安心して楽しく子育てできるように、「こそだてがいどぶっく」を作成しました。

この冊子は、各種施策の紹介や子育てに関する事業のさまざまな情報を掲載しています。身近なところに置いて、出産や子育てにお役立てください。

平成29年8月

この「ガイドブック」の記載内容は、平成29年8月現在となっております。施策、事業は途中で変更になる場合がありますので、それぞれ記載の問い合わせ先にご確認ください。

目 次

◎ 妊娠と子どもの健康のこと

1 妊娠したら

母子健康手帳の交付	・	・	・	1
妊娠健康診査費助成事業	・	・	・	1
妊産婦歯科健康診査	・	・	・	2
妊娠中の相談（電話・面接・訪問）	・	・	・	2
ママぴあサロン	・	・	・	2
マタニティかぞく教室	・	・	・	3
産前産後ヘルパー派遣事業	・	・	・	3
産後ケア事業	・	・	・	3

2 赤ちゃんが生まれたら

出生届	・	・	・	4
出産育児一時金（国民健康保険加入者）	・	・	・	5
新生児訪問	・	・	・	6
未熟児訪問	・	・	・	6
こんにちは赤ちゃん事業	・	・	・	6

3 乳幼児の健康診査や検査、教室

先天性代謝異常等検査	・	・	・	7
新生児聴覚検査費及び産婦健康診査費助成事業	・	・	・	7
乳幼児健康診査	・	・	・	8
5歳児発達相談	・	・	・	8
こどもの発達についての相談事業	・	・	・	9
離乳食と歯の教室	・	・	・	9
歯の健康管理ノートの交付	・	・	・	9
予防接種	・	・	・	10

4 相談窓口

育児相談	・	・	・	11
なやみ相談	・	・	・	11
不妊に悩む方への特定不妊治療助成事業	・	・	・	12
不妊・不育専門相談、男性不妊専門相談	・	・	・	12

◎ 子どもと家庭のための手当や助成のこと

1 子どものために

児童手当	・	・	・	13
未熟児養育医療	・	・	・	14
乳幼児等医療費助成制度	・	・	・	14
こども医療費助成制度	・	・	・	14

2 障害のある子どものために

身体障害者手帳	・	・	・	15
療育手帳	・	・	・	15
精神障害者保健福祉手帳	・	・	・	15
障害者自立支援医療（精神通院）	・	・	・	16
特別児童扶養手当	・	・	・	16
障害児福祉手当	・	・	・	16
重度障害者医療費助成制度	・	・	・	17
香美町サポートファイル	・	・	・	17

3 ひとり親家庭のために

児童扶養手当	・	・	・	18
母子家庭等医療費給付制度	・	・	・	19
母子・父子寡婦福祉資金貸付金	・	・	・	19

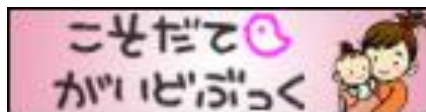
◎ 急病のとき(救急医療)

1 相談窓口

但馬地域小児救急医療電話相談	・	・	・	20
兵庫県小児救急医療電話相談	・	・	・	20
町内の医療機関	・	・	・	21

*マイナンバーについて	・	・	・	22
-------------	---	---	---	----

この「ガイドブック」は、香美町ホームページにも掲載しています。ご覧になるにはホームページのトップページにあります下記バナーよりご覧ください。



また、ホームページの【くらしの情報】－【子育て】の中にも子育てに関する詳しい内容を掲載していますので、ご参考にしてください。

ホームページアドレス：<http://www.town.mikata-kami.lg.jp/>

妊娠と子どもの健康のこと



1 妊娠したら

母子健康手帳の交付

病院からもらう妊娠届出書による届出をしていただくと「母子健康手帳」を交付します。この手帳は、妊婦自身の記入欄や出産後の保護者の記録欄、健診結果や予防接種歴などお母さんとお子さんの健康記録として大切なものです。どんどん活用して、お子さんとの大切な思い出をこの手帳に残してください。妊婦健康診査・乳幼児健康診査・予防接種など診察や保健指導を受けるときには必ずご持参ください。なお、外国語版の母子健康手帳が必要な方はご相談ください。

☆必要なもの：妊娠届出書・印鑑・交付までに受診された領収書や明細書
※申請にはマイナンバーの記入と身分証明書が必要です（P22 参照）

妊婦健康診査費助成事業

妊娠中の身体には色々な変化が起っており、普段より一層健康に気をつける必要があります。特に気がかりなことがなくても、妊婦さんの健康やお腹の赤ちゃんの発育をみてもらうために、医師の指示に従って定期的に健康診査を受けましょう。

妊婦健康診査に対し、10万円を上限に助成します（医療保険適用分を除く）。母子健康手帳交付時に妊婦健康診査費助成券をお渡しします。県外医療機関等、助成券の取り扱いができない場合は、償還払い方式で助成を受けることができます。転入された妊婦の方は、お問い合わせください。

※助成券を利用できる指定医療機関

公立豊岡病院、公立豊岡病院組合日高医療センター、公立八鹿病院
鳥取県立中央病院、鳥取産院、タグチIVFレディースクリニック

☆必要なもの：母子健康手帳・印鑑・母子健康手帳交付までに受診された領収書や明細書・振込先のわかるもの

※申請にはマイナンバーの記入と身分証明書が必要です（P22 参照）

◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課（☎0796-36-1114・直通）



妊産婦歯科健康診査

妊娠期はつわり等の体調の変化により、歯の衛生状態が悪化しやすくなります。歯の健康づくりとして、町内の歯科医院・診療所において妊娠中に1回と産後1年の間に1回無料で歯科健診を行います。事前予約の上『受診票』『母子健康手帳』を持参して受診してください。

妊娠中の相談(電話・面接・訪問)

健康で無事なお産を迎えるために、妊娠中の健康に関する質問などに、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士等のスタッフが随時電話等で相談をお受けします。また、妊娠中はいろいろと心配されることがあると思います。妊娠・出産・産後の不安を乗り越えられるよう、妊娠中の方を対象に町の助産師または保健師が妊婦訪問をさせていただきます。



ママぴあサロン

妊娠期から子育て期を通し、お母さん同士が日頃感じていることを気軽に話し、交流する場です。子育てをしていく仲間づくりの場としても、ぜひご参加ください。

- ☆対象：妊娠中のお母さん、子育て中のお母さんと子どもさん
- ☆開催日：詳しくは、保健事業一覧表をご覧ください
- ☆持ち物：母子健康手帳



◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課 (☎0796-36-1114・直通)

マタニティかぞく教室

妊娠期からの子育て支援を目的に、妊娠期を過ごされている妊婦さんとその家族を対象に、妊娠・出産・子育てについての知識や情報を、講話や模擬体験を通して学ぶ教室です。

- ☆開催日：詳しくは、保健事業一覧表をご覧ください
- ☆持ち物：母子健康手帳



産前産後ヘルパー派遣事業

妊娠中または出産後概ね1年以内の方で、家事や育児を行うことが困難な場合に、ヘルパーを派遣して家事や育児を支援します。利用料金等の詳細についてはお問い合わせください。

産後ケア事業

産後3ヶ月未満のお母さんとお子さんで、産後の心身に不調がある、又は家事や育児の支援が受けられない、産後の栄養管理や休養がとれない状況にある方などが対象です。町が指定する医療機関に宿泊しながら、心と体のケアや授乳指導、育児の相談や指導を受けることができ、その費用の一部を助成します。内容、申込み方法などの詳細については、お問い合わせください。

◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課 (☎0796-36-1114・直通)

2 赤ちゃんが生まれたら

出生届

お子さんが生まれたら、生まれた日から 14 日以内（14 日目が土曜・日曜などで役場が休みの日の場合は、その翌開庁日まで）に、出生届を提出してください。

☆届出先：出生地、父母の本籍地、届出人の所在地（一時滞在地）のいずれかの
市区町村役場

※届出は、休日・夜間いつでもすることができます。休日・夜間に届出される場合は、日直者または宿直者に届書を提出してください。

☆届出できる人：父または母

※代理として使者が届出される時も届出人は父または母（父母）となります。

- ☆必要なもの
- ・ 出生届書
 - ・ 出生証明書（出生届書についています）
※出産した病院などからもらえます。
 - ・ 印鑑
 - ・ 母子健康手帳



☆子どもの名前に使える漢字：法務省のホームページより、『子の名に使える漢字』の検索ができます。

◆◆お問い合わせ先◆◆

町民課 (☎0796-36-1110・直通)

村岡地域局健康福祉係 (☎0796-94-0321・代表)

小代地域局健康福祉係 (☎0796-97-3111・代表)

出産育児一時金

国民健康保険やその他の健康保険に加入されている方が出産したとき及び妊娠22週以降の死産や流産のときに、42万円が支給されます（満12週から満22週未満の出産・死産・流産のときは40万4千円）。

なお、出産育児一時金は、医療保険者から医療機関へ直接支払われるもので、出産される医療機関で支給手続きを行ってください（産科医療補償制度未加入の場合は40万4千円）。その他の健康保険加入者は、勤務先にお問い合わせください。

※出産費用が42万円未満の場合、その差額は、被保険者の方から医療保険者に請求していただくことになります。

《請求に必要なものと請求先》

（1）国民健康保険加入者の場合

①請求に必要なもの

- ・健康保険被保険者証
- ・印鑑
- ・母子健康手帳など出生を証明できる書類
- ・振込先が確認できるもの（預金通帳等）
- ・医療機関等から交付される領収明細書



②請求（問い合わせ）先

- 健康課 (☎0796-36-1114・直通)
村岡地域局健康福祉係 (☎0796-94-0321・代表)
小代地域局健康福祉係 (☎0796-97-3111・代表)

（2）その他の健康保険加入者の場合

勤務先の担当窓口にお問い合わせください。

産科医療保障制度

分娩に関連して重度の脳性麻痺を発症した場合、補償金が支給される制度です。平成21年1月1日から施行されており、分娩を取り扱っている病院、診療所、助産所を窓口保険加入することで、補償が受けられます。

詳しくは、かかりつけの分娩施設等にお問い合わせください。

新生児訪問

出産後、毎日の育児は心やからだを普段よりとても多く使うものです。保健師・助産師が産後 28 日までにご自宅に訪問し、赤ちゃんの身体計測、お母さんの健康相談、育児相談、母子保健事業や予防接種等について相談させていただきます。

出産後は、母子健康手帳にある「出生連絡票」を提出してください。日程の連絡をさせていただきます。



未熟児訪問

お母さんの子宮の外での生活に適應するための身体の機能が未熟な赤ちゃんを未熟児と呼んでいます。身体の機能が未熟な赤ちゃんの発育・授乳・病気の予防などを保健師・助産師がご自宅に訪問し、必要な保健指導を行います。

町への届出や未熟児養育医療については 14 ページをご参照ください。

こんにちは赤ちゃん事業

育児について気軽に相談ができ保護者が安心して子育てができるように、生後 4 か月までの乳児がいるすべてのご家庭（健康課による新生児訪問を実施したご家庭は除きます。）を保健師・助産師または民生委員・児童委員が訪問します。育児について様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等のアドバイスをを行います。

☆実施方法：保健師・助産師または民生委員・児童委員からの電話により訪問日の日程調整後、ご家庭を訪問いたします。

☆実施内容：子育て冊子の配布、育児についてアドバイス、子育て情報の提供等

◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課（☎0796-36-1114・直通）

3 乳幼児の健康診査や検査、教室

先天性代謝異常等検査

すべての新生児を対象に、血液を用いてフェニールケトン尿症などの先天性代謝異常検査や先天性甲状腺機能低下症の検査が行われています。生後早い段階で検査を行うことで、病気を早期に発見し、必要に応じた治療を開始することができます。

☆実施方法：生まれて5～7日頃（お乳を飲み始めて3～4日過ぎた頃）赤ちゃんの足の裏からごく少量の血液をとって検査します。採血は、出産された医療機関で行いますが、検査は専門の検査機関で行います。

☆申込方法：母子健康手帳別冊の「先天性代謝異常検査申込書」を医師に提出してください。

☆費用：検査費用は無料ですが、採血料は有料となります。

◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課（☎0796-36-1114・直通）

新生児聴覚検査費及び産婦健康診査費助成事業

お母さんと赤ちゃんの健康と健やかな子育てを支援するために、先天性難聴を早期発見するための新生児聴覚検査と、産後早期の母体の回復を促す産婦健康診査の費用を助成します。

病院で新生児聴覚検査や産婦健康診査を受けた後、下記の請求先で償還払いの手続きをしてください。

☆助成額：新生児聴覚検査及び産婦健康診査にかかる費用の全額

☆助成回数：新生児聴覚検査は1回。産婦健康診査は2回まで

☆必要な物：母子健康手帳、印鑑、医療機関が発行した領収書及び明細書
振込先がわかるもの

*医療保険の適用を受けた費用や文書料、乳房ケアなどは助成の対象外です。

☆請求（問い合わせ）先

健康課（☎0796-36-1114・直通）

村岡地域局健康福祉係（☎0796-94-0321・代表）

小代地域局健康福祉係（☎0796-97-3111・代表）

乳幼児健康診査

お子さんの成長に合わせて、健康診査を行っています。

名称	対象年月齢	方法	個別通知
3～4ヶ月児健康診査	3ヶ月～5ヶ月前日まで	★	有
9～10ヶ月児健康診査	9ヶ月～11ヶ月前日まで	★	有
9～12ヶ月児歯科健康診査	歯が生え始めてから1歳の誕生日まで	☆	無
1歳6ヶ月児健康診査及び 歯科健康診査	1歳6ヶ月～2歳前日まで	★	有
2歳6ヶ月児歯科健康診査	2歳6ヶ月～2歳8ヶ月前日まで	☆	無
3歳児健康診査及び歯科健康診査	3歳～4歳前日まで	★	有

★集団で実施。会場・日程は保健事業一覧表をご覧ください。

☆個別に医療機関で実施。詳細については「歯の健康管理ノート」交付時にお知らせします。

5歳児発達相談

4歳や5歳という年齢は、言葉や運動の発達に加えて、集団生活の中で共感性や協調性等の対人関係や、社会性の発達が著しい時期です。お子さんの成長や発達について気になっていること、心配なことを気軽に相談していただき、安心して就学を迎えられるように支援させていただきます。

☆実施方法：実施年度に5歳になるお子さんを対象に、保育所（園）・認定こども園・幼稚園を通じて、アンケートを配布します。アンケートの回答結果で、お子さんの成長・発達について気になっておられる方や相談を希望される方に、専門医による相談をご案内します。

◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課（☎0796-36-1114・直通）

こどもの発達についての相談事業

お子さんの発達状況に応じて相談をお受けします。保育所（園）、認定こども園、幼稚園への巡回相談も行います。

- 友達と上手に遊べない、落ち着きがない等のこどもの発達や、転びやすい、手の不器用さ等の運動発達のご心配について、医師が相談をお受けします。
- こどものことばの遅れ、どもり、聞こえ等のご心配について言語聴覚士が相談をお受けします。

離乳食と歯の教室

赤ちゃんは、成長するにしたがって母乳やミルクだけでは栄養が不足してきます。お母さんと子どもさんが楽しく離乳食を進められるように栄養士が実習を通してポイントをわかりやすくお伝えします。また、歯のお手入れ方法についてのアドバイスを歯科衛生士が行います。持ち物や日程等の詳細については、保健事業一覧表をご覧ください。



歯の健康管理ノートの交付

早い子どもさんで生後7～8か月頃に、乳歯が生え始めてきます。母子健康手帳同様にお子さんの成長にともなう歯の健康記録として歯科健康診査時やフッ化物塗布、治療等で歯科受診される際に持参してください。3～4ヶ月児健診にて交付します。



◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課（☎0796-36-1114・直通）



予防接種

感染症から子どもさんを守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。予防接種の効果と副反応をよく理解し、予防接種を受けましょう。

名称	予防する病気	対象者	接種が望ましい時期	回数
B型肝炎	B型肝炎	1歳未満 ※HBs抗原陽性の妊婦から生まれ、健康保険によりB型肝炎ワクチン投与を受けた方は対象外	2か月齢	1回
			3か月齢	1回
			7～8か月齢	1回
ヒブ	化膿性髄膜炎 敗血症 喉頭蓋炎 など	2か月齢以上5歳未満	2か月齢以上7か月齢未満	初回3回
			初回3回目接種後7～13か月の間	追加1回
小児用肺炎球菌	化膿性髄膜炎 敗血症 肺炎 中耳炎 副鼻腔炎 など	2か月齢以上5歳未満	2か月齢以上7か月齢未満	初回3回
			12か月齢以上15か月齢未満	追加1回
四種混合 (※ポリオ)	百日咳 ジフテリア 破傷風 小児まひ(※)	3か月齢以上90か月齢未満	3か月齢以上1歳未満	1期初回3回
			1期初回3回目接種後12～18か月の間	1期追加1回
BCG	結核	1歳未満	5か月齢以上8か月齢未満	1回
麻疹 風疹 混合	はしか 風疹	1歳以上2歳未満		1期1回
		小学校就学前1年間		2期1回
水痘	水痘	1歳以上3歳未満 (り患歴がある方は対象外)	12か月齢以上15か月齢未満	1回
			1回目接種後6～12か月の間	1回
日本脳炎	日本脳炎	6か月齢以上90か月齢未満	3歳以上4歳未満	1期初回2回
			4歳以上5歳未満	1期追加1回

※接種医療機関：詳しくは、保健事業一覧表をご覧ください。

各予防接種の予診票および冊子「予防接種と子どもの健康」は、出生届提出時にお渡しします。

◆◇お問い合わせ先◇◆ 健康課 (☎0796-36-1114・直通)

4 相談窓口

香美町子育て世代包括支援センター

助産師及び保健師が、ご家庭の健康や子育てに関する悩みなど様々な相談をお受けします。

- 母子健康手帳の交付
- 健康に関する相談（お子さんの身長・体重測定、お母さんの血圧測定など）
- 妊娠・出産・子育てに関する情報提供、相談や支援
- 産前産後サービスの紹介・受付・調整など
- 不妊・不育症に関する相談

相談時間：月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
場 所：香美町役場 3 階 *各地域局でも対応します



◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課（☎0796-36-1114・直通）

なやみ相談

地域で生活する障害のある方や心の病をもつ方、心配事がある方やその家族が自分らしく生き生きと安心して暮らせるよう専門の相談員が相談にあたります

- ☆内 容：子どもの発達や子育てについて相談したい。
- ・ 保育園や学校の友達、先生との関係について相談したい。
 - ・ 人と上手く付き合う方法を知りたい。
 - ・ 福祉サービスや制度を知りたい。

☆開 催 日：詳しくは、保健事業一覧表をご覧ください。

☆相談対応者：兵庫県立出石精和園・北但広域療育センター・香美町社会福祉協議会相談支援専門員、生活支援センターほおずき精神保健福祉士町保健師等

☆そ の 他：予約制で料金は無料です。家庭訪問もできます。気軽にご相談ください。

◆◇お問い合わせ先◇◆

福祉課（☎0796-36-1964・直通）

村岡地域局健康福祉係（☎0796-94-0321・代表）

小代地域局健康福祉係（☎0796-97-3111・代表）

不妊に悩む方への特定不妊治療助成事業

- 兵庫県特定不妊治療費助成事業
- 香美町特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療費の一部を助成しています。詳細についてはお問い合わせください。

*「タイミング療法」「排卵誘発法」「人工授精」などは該当しません

◆◇お問い合わせ先◇◆

豊岡健康福祉事務所（☎0796-26-3661・代表）
健康課（☎0796-36-1114・直通）

不妊・不育専門相談、男性不妊専門相談

不妊の悩みから治療方法や内容について、また習慣性流産や不育症等の疑問や不安を、専門知識を持つ医師や助産師が丁寧にお答えします。相談は無料で秘密は厳守されます。

- 電話相談(助産師対応)：078-360-1388
毎月第1, 3土曜日 午前10時～午後4時（祝日・年末年始は休み）
- 面接相談（泌尿器科医師及び助産師による完全予約制の相談）
会 場：神戸市内及び兵庫医科大学病院
予約専用番号：078-362-3250

◆◇お問い合わせ先◇◆

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課（☎078-362-3250）

子どもと家庭のための手当や助成のこと

1 子どものために



児童手当

0歳から中学校修了までのお子さんを養育している人を対象に、手当を支給する制度です。

☆手 当 額：

- ・ 3歳未満(一律) . . . 月 15,000 円
- ・ 3歳～小学生 第1子及び第2子 . . . 月 10,000 円
- 第3子以降 . . . 月 15,000 円
- ・ 所得制限のある方(一律) . . . 月 10,000 円
- ・ 所得制限のある方(一律) . . . 月 5,000 円

☆申 請 時 期：出生日の翌日から15日以内に申請してください。

※公務員の方は勤務先で申請してください。

☆必要なもの：①請求者の健康保険証の写しまたは年金加入証明書
(国民年金加入の人は必要ありません)

②請求者名義の口座情報が分かるもの

③印鑑(朱肉を使用するもの)

※第2子以降のお子さんの場合は、③印鑑のみをご持参ください。

④請求者のマイナンバーと身分証明書(P22参照)

☆申 請 先：役場福祉課または各地域局健康福祉係

◆◇お問い合わせ先◇◆

福祉課 (☎0796-36-1964・直通)

村岡地域局健康福祉係 (☎0796-94-0321・代表)

小代地域局健康福祉係 (☎0796-97-3111・代表)

未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま出生した乳児（新生児）で医師が入院養育を必要と認めた児（1歳未満）を対象に養育医療の給付を行う制度です。

☆対象者：出生体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院を必要と認めた児

☆給付内容：入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額および入院時食事療養費の自己負担額を公費で負担します。ただし、世帯の所得に応じて費用の一部は自己負担となります。

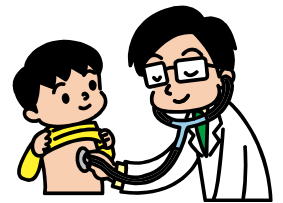
※申請には、申請者及びお子さんのマイナンバーの記入と身分証明書が必要です（P22参照）

乳幼児等医療費助成制度

0歳から9歳（小学3年生世代）までのお子さんの医療費を助成します。保護者の所得などを審査（1歳の誕生月の末日までは、所得制限なし）し、対象となった場合は受給者証をお渡しします。

☆必要なもの：印鑑、母子健康手帳、健康保険証、両親の所得課税証明書（転入された方など）、申請者及びお子さんのマイナンバー、身分証明書（P22参照）

こども医療費助成制度



10歳（小学4年生世代）から18歳（高校3年生世代）までのお子さんの医療費を助成します。保護者の所得などを審査し、対象となった場合は受給者証をお渡しします。

☆必要なもの：印鑑、健康保険証、両親の所得課税証明書（転入された方など）、申請者及びお子さんのマイナンバー、身分証明書（P22参照）

◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課 (☎0796-36-1114・直通)

村岡地域局健康福祉係 (☎0796-94-0321・代表)

小代地域局健康福祉係 (☎0796-97-3111・代表)

2 障害のある子どものために

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、病気や事故などにより身体に永続する障害のある方に交付される手帳で、障害の種類と程度により1級から6級までの手帳が交付されます。

☆対象者：身体に永続する障害のある方

☆手続き：申請書、診断書、写真を担当課窓口へ提出してください。

※申請にはマイナンバーの記入と身分証明書が必要です（P22参照）

療育手帳

療育手帳は、知的障害・発達障害の方に交付する手帳です。

A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。

☆対象者：こども家庭センターまたは知的障害者更生相談所で知的障害・発達障害と判定された方

☆手続き：申請書類を担当課窓口へ提出して下さい。こども家庭センターまたは知的障害者更生相談所で判定を受けます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害の方に交付する手帳です。

1級から3級までの区分があります。

☆対象者：兵庫県内(神戸市を除く)に居住している精神障害の状態にある方（精神障害に係る初診日から6ヶ月以上経過している方）

☆手続き：申請書、診断書、写真を担当課窓口へ提出してください。

※申請にはマイナンバーの記入と身分証明書が必要です（P22参照）

◆◆お問い合わせ先◆◆

福祉課 (☎0796-36-1964・直通)

村岡地域局健康福祉係 (☎0796-94-0321・代表)

小代地域局健康福祉係 (☎0796-97-3111・代表)

障害者自立支援医療(精神通院)

障害者自立支援医療(精神通院)は、精神障害及びその精神障害によって生じた病態に対して、入院しないで行われる医療です。

☆対象者：精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方

☆手続き：申請書、診断書、保険者証(写)を担当課窓口へ提出してください。

☆自己負担額：原則1割負担(所得に応じた負担上限月額有り)

※申請にはマイナンバーの記入と身分証明書が必要です(P22参照)

特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に障害のある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育されている方に支給されます。ただし、所得制限があります。

☆手当の額：1級は月額51,450円、2級は月額34,270円

☆手続き：認定請求書、戸籍謄本、住民票、診断書など一定の書類を担当課窓口へ提出してください。

※申請にはマイナンバーの記入と身分証明書が必要です(P22参照)

障害児福祉手当

20歳未満の児童で、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給します。ただし、所得制限があります。

☆手当の額：月額14,580円

☆手続き：認定請求書、診断書、所得状況届、住民票など一定の書類を担当課窓口へ提出してください。

※申請にはマイナンバーの記入と身分証明書が必要です(P22参照)

◆◆お問い合わせ先◆◆

福祉課 (☎0796-36-1964・直通)

村岡地域局健康福祉係 (☎0796-94-0321・代表)

小代地域局健康福祉係 (☎0796-97-3111・代表)

重度障害者医療費助成制度

身体障害者手帳「1級、2級」、療育手帳「A判定」、精神障害者保健福祉手帳「1級」の方の医療費の一部を助成する制度です。保護者などの所得などを審査し対象となった場合は受給者証をお渡しします。

☆手続き：印鑑、身体障害者手帳など、健康保険証、所得課税証明書（転入された方など）を担当課窓口へ提出してください。

※申請には申請者とお子さんのマイナンバーの記入と身分証明書が必要です（P22参照）

※0歳から18歳（高校3年生世代）までのお子さんは、乳幼児等医療費助成制度またはこども医療費助成制度を優先します。

◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課 (☎0796-36-1114・直通)
村岡地域局健康福祉係 (☎0796-94-0321・代表)
小代地域局健康福祉係 (☎0796-97-3111・代表)

香美町サポートファイル

継続した支援を必要とするお子さんへ、ライフステージ（年代）に応じた支援を適切に行うために活用するファイル（発達支援記録）です。

家族を含めた支援関係者が連携し、お子さんに関する情報を共有したり、必要な情報を引継ぎ適切な支援を円滑に行います。

☆申請方法：健康課（園や学校に所属していない方）
所属している園・学校にお申し込みください。

◆◇お問い合わせ先◇◆

福祉課 (TEL0796-36-1964・直通)
こども教育課 (TEL0796-94-0101・直通)



3 ひとり親家庭のために

児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母と生計をともにできない児童が養育されている家庭生活の安定と自立を助けるために、児童の父又は母や父又は母に代わってその児童を養育している人に支給されます。父又は母に極めて重度の障害がある場合には支給されません。

☆受給資格者

次に該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童）を養育している母、または養育者です。

- 1 父母が離婚した後、父（母）と生計を同じくしていない児童
- 2 父（母）が死亡した児童
- 3 父（母）が重度の障害の状態にある児童 など



☆支給額（所得額に応じて決定されます）

月額 42,290 円～9,980 円

*児童が2人の場合は、上記金額に9,990円～5,000円加算され、3人以降は5,990円～3,000円ずつ加算されます。

*手当は、請求月の翌月から支給され、4月・8月・12月のそれぞれ11日に支給月の前月分までの手当（4か月分）が口座に振り込まれます。

☆手続き方法

次の書類等を御持参の上、担当課窓口にて請求の手続きをしてください。

- 1 請求者と対象児童の戸籍謄本等
- 2 預金通帳と印鑑
- 3 その他必要書類

*添付する書類は、養育状況等により異なりますので、必ず事前にご相談ください。

※申請にはマイナンバーの記入と身分証明書が必要です。（P22 参照）

◆◇お問い合わせ先◇◆

福祉課 (☎0796-36-1964・直通)
村岡地域局健康福祉係 (☎0796-94-0321・代表)
小代地域局健康福祉係 (☎0796-97-3111・代表)

母子家庭等医療費給付制度

ひとり親家庭の保護者とお子さんや、両親のいないお子さんの医療費を助成します。保護者や両親のいないお子さんを養育している養育者の所得などを審査し、対象となった場合は受給者証をお渡しします。

☆手続き：印鑑、健康保険証、住民票、戸籍謄本、所得課税証明書（転入された方など）を担当課窓口へ提出してください。

※申請には申請者とお子さんのマイナンバーの記入と身分証明書が必要です（P22 参照）

※0歳から18歳（高校3年生世代）までのお子さんは、乳幼児等医療費助成制度またはこども医療費助成制度を優先します。

◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課 (☎0796-36-1114・直通)
村岡地域局健康福祉係 (☎0796-94-0321・代表)
小代地域局健康福祉係 (☎0796-97-3111・代表)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭や父子家庭等の経済的自立を図るための技術習得や事業開始、就学等に必要な資金の貸付を行います。

申請から貸付まで2か月あまり要します。

◆◇お問い合わせ先◇◆

新温泉健康福祉事務所 (☎0796-82-3161)
福祉課 (☎0796-36-1964・直通)
村岡地域局健康福祉係 (☎0796-94-0321・代表)
小代地域局健康福祉係 (☎0796-97-3111・代表)



急病のとき（救急医療）

1 相談窓口

但馬地域小児救急医療電話相談

兵庫県と但馬内の市町が協力して、子どもが急な病気やけがなどをした場合、保護者の不安を解消できるよう、小児救急医療電話相談事業を実施しています。

この電話相談では、看護師が受診の必要性や応急処置をアドバイスするとともに、症状に応じた医療機関を紹介します。お気軽に下記までご相談ください。

- ☆電話相談 0796-22-9988 (きゅうきゅうはは)
- ☆相談時間 毎日：午後7時～午後10時
- ☆費用 相談料は無料(通話料は利用者負担)

◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課 (☎0796-36-1114・直通)

兵庫県小児救急医療電話相談

兵庫県では、子どもの急な病気やけがなどで医療機関を受診した方が良いかなどお悩みの方を対象にした、保護者向けの電話相談事業を実施しています。

看護師らが相談に応じ、必要に応じて医師が対応します。お気軽に下記までご相談ください。

- ☆電話番号 #8000
(078)731-8899(ははきゅうきゅう)

- ☆相談時間 月～土曜日：午後6時～午前0時
日曜祝日及び年末年始：午前9時～午前0時

◆◇お問い合わせ先◇◆

兵庫県健康福祉部健康局 医務課(内線 3219)
☎078-341-7711

町内の医療機関

<医科>

医療機関名	所在地	電話番号
公立香住病院	香住区若松 540	36-1166
佐津診療所	香住区無南垣 165	38-0459
下山医院	香住区香住 1828	36-3250
山本クリニック	香住区香住 1014-1	39-1525
むらた眼科	香住区若松 540	39-1535
公立村岡病院	村岡区村岡 3036-1	94-0111
兔塚診療所	村岡区福岡 1113	96-0012
川会診療所	村岡区入江 717-3	95-0024
村瀬医院	村岡区村岡 347	94-0003
小代診療所(医科)	小代区城山 301	97-2023

<歯科>

医療機関名	所在地	電話番号
かわばた歯科医院	香住区若松 557-1	36-4070
蔵野歯科医院	香住区若松 532	36-3333
どい歯科医院	香住区沖浦 514-6	37-0777
なみ歯科クリニック	香住区森 291-1	34-6483
西村歯科医院	香住区七日市 12-3	36-1818
やまだ歯科医院	香住区七日市 115-3	36-3316
兔塚歯科診療所	村岡区福岡 1113	96-0846
川会歯科診療所	村岡区入江 717-3	95-0223
オオタ歯科医院	村岡区村岡 2559-1	98-1544
小代診療所(歯科)	小代区城山 301	97-2396

* 受付時間等の詳細については、受診前に電話等でお問い合わせください。

◆◇お問い合わせ先◇◆

健康課 (☎0796-36-1114・直通)

役場窓口での本人確認のため

マイナンバーと身分証明書が必要になります！

1. マイナンバーの確認について

1月から社会保障や税などの手続き（裏面にある手続き）については、原則として、申請書類にマイナンバーを記入していただくこととなります。1月から交付が開始される「個人番号カード」（任意・無料で取得できます）または、「通知カード」の提示をお願いします。









2. 本人確認の実施について

役場での手続きの際には、原則として、本人と確認できる書類の提示をお願いします。1点で確認できるもの（写真付き）と、2点必要なもの（写真なし）があります。

※従来から実施している戸籍・住民票請求の際の本人確認書類とは一部異なっています。（注1：参照）

3. 代理の方が手続きされる場合について

手続きの対象となる方のマイナンバーの確認と、代理の方の本人確認をさせていただきます。また、委任状が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

	マイナンバーの確認	本人の確認
持っている場合 個人番号カードを		 1枚でマイナンバー確認と本人確認が完了！
個人番号カードを持っていない場合	 マイナンバー「通知カード」 など	 運転免許証  パスポート など
	 マイナンバー「通知カード」 など	 年金手帳  健康保険証 など

注意：マイナンバー「通知カード」だけでは本人確認はできません。

4. 個人番号記載が必要となる主な窓口事務・申請書

窓口担当課	事務名	申請書名
税務課及び 各地域局 地域総務係	個人住民税、固定資産税、軽自動車 税、入湯税、国民健康保険税事務	減免申請書など
健康課 及び 各地域局 健康福祉係	国民健康保険事務	国民健康保険被保険者資格取得喪失等届、 高額療養費支給申請書、療養費支給申請書、 限度額適用・標準負担額減額認定申請書など
	後期高齢者医療事務	資格取得・変更・喪失の届書、被保険者証等 の再交付申請書、療養費・高額療養費の支給 申請書、限度額適用・標準負担額減額認定申 請書など
	母子保健事務	妊娠届出書など
	未熟児養育事務	低体重児出生届、養育医療給付申請書
福祉課 及び 各地域局 健康福祉係	児童手当事務	児童手当・特例給付認定請求書など
	児童扶養手当事務	児童扶養手当認定請求書など
	特別児童扶養手当支給事務	特別児童扶養手当認定請求書など
	身体障害者手帳・精神障害者保健福 祉手帳交付事務	手帳交付・再交付申請書など
	障害者自立支援給付等事務（更生医 療・精神通院・補装具・障害福祉サ ービスなど）	支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請 書など
	障害児通所給付事務	障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額 減額・免除等申請書など
	地域生活支援事務	日常生活用具給付(貸与)申請書など
	特別障害者手当・障害児福祉手当 事務	認定請求書、所得状況届など
	心身障害者扶養共済制度事務	加入申込書など
	戦傷病者及び戦没者遺族への援護 に関する事務	特別弔慰金請求書など
	生活保護事務	生活保護申請書
	要介護認定事務	介護保険要介護(要支援)認定(更新・変更)申 請書
	介護保険資格事務	保険証の再交付など
	介護保険給付事務	介護保険負担限度額認定申請書など

※詳細については、窓口担当課にお問い合わせください。

5. お問い合わせ

(手続に必要な具体的な書類についてはこちら)

香美町役場 税務課 TEL 0796-36-1113 (直通)
健康課 TEL 0796-36-1114 (直通)
福祉課 TEL 0796-36-1964 (直通)
村岡地域局 TEL 0796-94-0321
小代地域局 TEL 0796-97-3111



(マイナンバー制度全般のご相談はこちら)

0120-95-0178 (無料) 平日：9時30分～22時00分
土日祝(年末年始除く)：9時30分～17時30分